

# 千葉県建設工事等指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札を行うにあたり、指名手続の透明性及び公平性を確保し、かつ、適正かつ合理的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札の対象)

第2条 次に掲げる建設工事等は、指名競争入札とすることができる。

(1) 専門性が特に高い場合

施工又は履行可能な者が極めて限定されることが予想される建設工事等

(2) 早急に入札を執行する必要がある場合

ア 一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度入札を執行する必要がある建設工事等

イ 契約解除をして、再度発注しようとする建設工事等

ウ 災害復旧のために発注する建設工事等

(3) その他特に必要と市長が認める建設工事等

(業者の選定)

第3条 市内業者育成の観点から、市内業者の選定には特に考慮するものとするが、次の各号に該当する建設工事等の場合において、特に必要と認めたときは、市内に支店又は営業所を有する準市内業者及び市外業者を選定できるものとする。ただし、千葉県契約規則の特例を定める規則（以下「特例規則」という。）第1条の規定が適用されるものについては、本項の規定は適用しない。

(1) 技術的難易度の高い建設工事等で市内業者では施工又は履行困難な建設工事等

(2) 一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度入札を執行する必要がある建設工事等

(3) その他特に必要と市長が認める建設工事等

(選定基準)

第4条 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断するとともに、指名が特定の有資格業者に偏することのないよう、留意しなければならない。

(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が不健全である場合は、指名しないこと。

(2) 不誠実な行為に関し、次に掲げる事項に該当する場合は、指名しないこと。

ア 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。

イ 本市発注の建設工事等に係る契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから、請負者若しくは受託者（以下「請負者」という。）として不適当であると認められること。

① 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に従わず、契約の履行が不誠実であること。

- ② 一括下請け、下請代金の支払い遅延、特定資器材等の購入強制等、請負者の下請け契約関係が不適切であることが明確であること。
- ウ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど、明らかに請負者等として不適当であると認められること。
- (3) 工事成績に関し、次に掲げる事項に該当する場合は、指名しないこと。
- ア 千葉市発注工事の完成検査の結果、工事成績評定要領に定める評定点の平均が過去2年連続して60点未満である場合
- イ 千葉市発注委託業務の完成検査の結果、委託業務成績評定要領に定める評点の平均が過去2年連続して55点未満である場合
- (4) 本市発注の建設工事等について、労働基準監督署等から安全管理の改善指導を受け、これに対する改善を行わない状態が継続しており、請負者等として不適当と認められるときは、指名しないこと。
- (5) 賃金不払いに関する通報があり当該状態が継続しており、請負者等として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (6) 当該建設工事等に対する技術的適正に関し、次に掲げる事項に該当するかを総合的に勘案すること。
- ア 当該建設工事等と同種の施工又は履行実績があること。
- イ 当該建設工事等の施工又は履行に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の施工又は履行実績があること。
- ウ 当該建設工事等における地形、地質等の自然的条件及び周辺の環境条件等の作業条件と同等と認められる条件下での施工又は履行実績があること。
- エ 当該建設工事等を施工又は履行するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
- オ 手持建設工事等の状況から、当該建設工事等の施工又は履行に際し、官公署等の指定（登録）を必要とする場合において当該指定（登録）を受けていること。

(特例)

第5条 次の各号に該当する建設工事等の場合において、特に必要と認めるときは、名簿に登載されない業者を選定することができる。

- (1) 特殊な工法又は技術を必要とするとき。
- (2) 数年度にわたり継続して施工又は履行しているとき。
- (3) 特殊事情のため官公署より委託され、又は密接な関連性のあるとき。
- (4) 災害時における応急復旧工事のとき。
- (5) 主として請負った建設工事等と密接な関連があるとき。
- (6) 特殊な機械を購入設置するとき。
- (7) 県外において市が発注するとき。

(指名業者選定社数)

第6条 指名競争入札において、建設工事等1件当たりの指名選定業者数は、原則として5社以

上とする。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

(審査)

第7条 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関することの審査は、千葉市建設工事等入札参加基準審査委員会又は千葉市建設工事等入札参加資格等審査会において行うものとする。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年8月21日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。